

W e b ページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という）のW e b ページ（以下「公社W e b ページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公社W e b ページ 公社が管理するW e b ページのことをいう
- (2) バナー広告 公社W e b ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するW e b ページにリンクするものをいう

(広告の種類)

第3条 公社W e b ページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 公社W e b ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、デザイン及びリンク先W e b ページ内容の範囲は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 公社の広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの
- (6) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であるもの

(広告の掲載箇所及び規格及び掲載料)

第5条 広告の掲載箇所及び規格は、原則として、次のとおりとする。

| 掲載箇所 | 規格（1 枠につき） |
|----------|--------------------------------------|
| トップページ下部 | 大きさ：横 200 ピクセル×縦 100 ピクセル 形 式：JPG |

(広告掲載料及び枠数)

第6条 広告掲載料は、1 枠につき月額 10,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とする。

2 広告掲載希望者の要望がある場合、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、必要に応じて公社W e b ページ及び情報誌「アクセス埼玉」等の広報印刷物で公募することができる。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 公社は募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び廣告会社に対し、廣告掲載の案内をすることができるものとする。

(廣告掲載の申し込み)

第9条 公社Ｗｅｂページへの廣告掲載希望者は、バナー廣告掲載申請書（様式第1号）により申し込むものとする。

(廣告掲載の決定)

第10条 公社は、第4条の規定に基づき、廣告掲載の可否を決定する。

2 公社は、廣告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、バナー廣告掲載申請結果通知書（様式第2号）により廣告掲載希望者に通知するものとする。

3 公社は、廣告掲載希望者が、廣告枠を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、県内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で県内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業または自営業等

(廣告原稿の作成及び提出)

第11条 广告掲載可の決定を受けた者（以下「廣告主」という）は、廣告原稿を公社が指定する期日までに、電子データにて提出するものとする。

2 广告原稿は、廣告主の責任及び負担で作成するものとする。

(廣告掲載料の納入)

第12条 广告主は、广告掲載料を公社の指定する期日までに、指定された口座に一括前納するものとする。

(廣告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 广告の内容及びデザイン等については、公社Ｗｅｂページの社会的な信用及び安全性等を損なうことのないよう審査を行うとともに、廣告主と当該Ｗｅｂページの主管担当者が隨時協議するものとする。

2 デザイン等广告表現に関する基準は、第4条に規定するもののほか、（別紙）掲載基準のとおりとする。

(廣告内容等の変更)

第14条 公社は、广告の内容、デザイン及びリンク先のＷｅｂページ内容等が各種法令に違反しているとき、もしくはそのおそれがあるとき、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、廣告主に対して广告の内容等の変更を求めることができる。

(廣告掲載の取り消し)

第15条 公社は、次の各号に該当する場合は、廣告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、广告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに广告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに广告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による广告内容の変更を广告主が行わないとき

- (4) 広告主の事業活動、バナー広告の内容またはリンク先Webページの内容等が各種法令に違反しているとき、もしくはそのおそれがあるとき、または前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、Webページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は自己の都合によって、Webページへの広告掲載を取り下げができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、バナー広告掲載取り下げ申出書（様式第3号）により申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下された場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、公社に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに公社に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要領に疑義があるとき、またはこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第21条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

掲載基準

第1 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 肖像権、著作権を侵害しているおそれがあるもの
- ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- オ 公社の円滑な事業運営に支障をきたすもの
- カ 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの
- キ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとし、次のいずれかに該当するもの

- ア 根拠のない表示や誤認を招くような誇大広告の禁止（根拠となる資料を要する）
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：「今が、これが最後のチャンス」等
- ウ 人材募集広告
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの

第2 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

- (3) 消費者金融、たばこ、ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの指導等を受け、改善がなされていないもの

(第1号様式)

バナー広告掲載申請書

申請日： 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長 様

申請者： 印

下記のとおり、バナー広告掲載を申請します。広告の掲載にあたっては、「公益財団法人埼玉県産業振興公社Webページ広告取扱要領」の規定を遵守します。

《申込者》

| | |
|--------|--|
| 会社名等 | |
| 代表者 | |
| 所在地 | |
| T E L | |
| F A X | |
| 業種 | |
| 担当者 | |
| E-mail | |

| 掲載申込期間 | 年 月から 年 月まで (ヶ月間) |
|--------|--|
| U R L | *バナー広告からリンクを希望するURL |
| 添付書類等 | <input type="checkbox"/> 登記簿謄本等の写し（法人の場合） <input type="checkbox"/> 身分証明書等の写し（個人の場合） <input type="checkbox"/> 広告案（電子データ及びプリントアウトしたもの） <input type="checkbox"/> 行政等からの許認可事業を実施している場合は、その写し。 * バナーの規格は、(横200ピクセル×縦100ピクセル)でJPG形式とします。 |

(第2号様式)

バナー広告掲載申請結果通知書

年　月　日

(申請者)

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

年　月　日付け「バナー広告掲載申請」について、下記のとおり（掲載します・掲載できません）ので、通知します。

記

(掲載する場合)

| | | | |
|-------|-----------|-------|--------|
| 会社名等 | | | |
| U R L | | | |
| 掲載期間 | 年　月から | 年　月まで | (　ヶ月間) |
| 掲載料 | | | |
| 振込期限 | 年　月　日 () | | |

(掲載できない場合)

第4条第○号、掲載基準第○○号○に該当するため、掲載できません。

(第3号様式)

バナー広告掲載取り下げ申出書

年　月　日

公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長 様

(広告主) :

印

下記のとおり、バナー広告掲載を取り下げたいので申し出ます。

《申出者》

| | |
|--------|--|
| 会社名等 | |
| 代表者 | |
| 所在地 | |
| T E L | |
| F A X | |
| 担当者 | |
| E-mail | |

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 掲載終了日 | 年　月　日まで |
| 広告掲載期間 | 年　月から　年　月まで (　ヶ月間) * 納付済みの広告掲載料の期間 |